

新型コロナウイルス感染症への感染拡大を防止するための一斉臨時休業であることを理解し、行動する。

1 生活

- (1) 校則に従うとともに、登校時と同様の規則正しい生活を送る。
- (2) 外出は控え、基本的に自宅で過ごす。やむを得ず外出する場合は、人の集まる場所等は避ける。
- (3) 臨時休業中は、部活動は行わない。
- (4) 自宅においても、咳エチケットや手洗い等の感染症予防を行う。
- (5) 新型コロナウイルス感染症に関する情報については、行政機関など信頼できる情報源から把握するとともに、憶測による情報や個人を攻撃する情報を流さない。
- (6) 携帯電話やスマートフォン等を介したLINE、ツイッター等の交流サイト(SNS)、出会い系サイト等の利用に伴う危険性について認識し、ネット上のトラブルに巻き込まれないようにする。
- (7) 悩みや不安がある場合は、一人で抱え込むことなく、学校や「24時間子供SOSダイヤル」「LINE相談」等の相談窓口にご相談する。
- (8) 生活・学習に関する指示内容をはじめとする必要な連絡事項は、本校のホームページに掲載するので、毎日朝夕2回確認し、最新情報を把握する。

2 学習

- (1) 学習内容等については、本校のホームページ（及び電子メール）で連絡するので、定期的に関覧する。ホームページを閲覧できない生徒には、個別の方法により要点を連絡する。
- (2) 臨時休業中に学習した成果（学習内容を記録したノート等）及び、「臨時休業期間の生活・学習記録」（例）は、臨時休業終了後に提出する。
- (3) 学習に必要な教材が家庭にない場合は、速やかにその旨を本校に連絡する。

3 その他

- (1) 新型コロナウイルスの感染が疑われる場合は、県内の各保健所に開設されている「帰国者・接触者相談センター」に相談する。
- (2) 本人・家族への感染が確認された場合は、ただちに本校に連絡する。
- (3) やむを得ない事情により現住所を離れる場合は、あらかじめ本校に連絡する。
- (4) 学習状況の把握等の目的で、担任等が家庭を訪問する場合がある。